

資料

(第33次地方制度調査会専門小委員会ヒアリング)

令和4年3月

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

新型インフルエンザ等感染症及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。（特措法第1条）

特措法の対象：新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症、指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）及び新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）

1. 平時・発生時の措置

(1) 行動計画の作成等

- ・国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ・指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成

(2) 物資及び資材の備蓄

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置

- ・政府対策本部長（総理）は、基本的対処方針を策定
- ・都道府県対策本部長（都道府県知事）は、公私の団体又は個人に対し、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請

(4) 海外発生時の水際対策の的確な実施

(5) 臨時の医療施設の設置（病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずる場合※政府対策本部設置時）等

2. 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

(1) 国が対象期間・区域（基本的に都道府県単位）を公示し、当該都道府県知事が期間及び区域（区画や市町村単位等）を定め、時短営業等の要請・命令（罰則あり）・公表

(2) 都道府県知事による住民への時短営業時間外に事業が行われている場所に入出入りしないことの要請 等

3. 新型インフルエンザ等緊急事態措置

(1) 市町村の対策本部を設置

(2) 都道府県知事による住民への外出自粛の要請

(3) 都道府県知事による施設の使用制限及び催物の開催制限等の要請・命令（罰則あり）・公表

(4) 住民に対する予防接種

(5) 医療提供体制の確保（医療、医薬品等の提供・収用等）

(6) 政府関係金融機関等による融資 等

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・改正経緯

制定：平成24年5月

- 平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓等を踏まえ、対策の実効性を高めるため制定。

改正①：令和2年3月

- 令和元年12月に中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することを可能とする改正（附則で対応）。

改正②：令和3年2月

- 特措法に基づく感染症対策を強化するため、以下の事項等について改正。

- ① 緊急事態に至る前から実効的な対策を講ずることが出来るよう、「まん延防止等重点措置」を創設。
- ② 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置において、要請に応じない事業者等に対する命令・過料を規定。

命令違反に係る過料の金額：

緊急事態措置：30万円以下 まん延防止等重点措置：20万円以下



命令：1,753施設

過料通知：1,161施設 ※令和3年12月10日時点

- ③ 特措法の対象となる感染症の見直し（指定感染症の追加等（※））
※同時に改正した感染症法において、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけ
- ④ 臨時の医療施設の見直し（緊急事態措置⇒政府対策本部が設置されている間における措置に変更）
- ⑤ 事業者及び地方公共団体に対する支援
- ⑥ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務
- ⑦ 新型インフルエンザ等対策推進会議の設置

改正①：令和2年3月の特措法改正について

○感染症法における「新感染症」の定義（第6条第9項）

- 人から人に伝染すると認められる疾病であって、
- 既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、
- 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、
- かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの



○令和2年1月10日 WHOが新型コロナウイルスが肺炎の原因であることを公表



○同年1月28日 “未知”でなく、“既知”のものであるため、「指定感染症」に指定

※感染症法における「指定感染症」の定義（第6条第8項）

- 既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、
- 第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

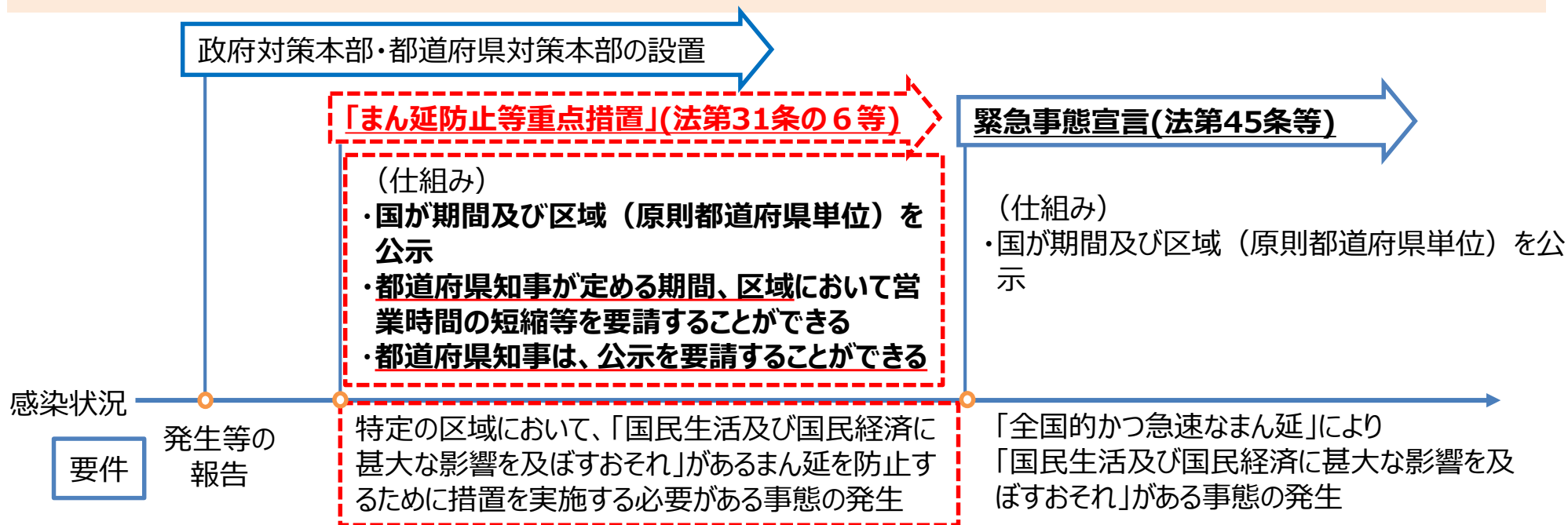


○同年3月13日 「新感染症」でなく、特措法の「新型インフルエンザ等」に当たらないため、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等」とみなして規定を適用できるよう、特措法について法改正

※その後、令和3年2月に改正した感染症法において、新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置づけ

改正② - 1まん延防止等重点措置の創設

- 緊急事態宣言を発出するような事態とならないようにするために、その前段階で区域、業態等を絞った措置を講じ、感染拡大を抑える趣旨で創設。
- 都道府県知事が定める期間及び区域において、事業者等に対し、営業時間の変更等を要請することができる。（法第31条の4第1項）
- 都道府県知事は、政府対策本部長に対し、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域の公示、その期間の延長又は区域の変更の公示を行うよう要請をすることができる。（法第31条の4第6項）



全国知事会「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言」（令和3年1月9日）抄

- 事業者への休業や営業時間短縮要請の実効性を担保するため、要請に対する遵守義務や、違反した場合の罰則・営業停止処分、事業者に対する協力金などの支援について、緊急事態宣言の発出される以前でも必要な対策がとれるようにすることも含め、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正すること。なお、罰則に関しては、実際に適用する際の課題を含め指針やガイドラインを示すなど検討を行うこと。

緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の区域について

緊急事態宣言 ★ 政府対策本部会議決定

	4/7 (火)	4/16 (水)	5/4 (火)	5/14 (木)	5/21 (木)	5/25 (月)	5/31 (日)	1/8 (金)	1/14 (土)	2/2 (日)	2/26 (日)	3/5 (日)	3/18 (日)
北海道			宣言へ	延長			終了						
青森			宣言へ	延長	終了								
岩手			宣言へ	延長	終了								
宮城			宣言へ	延長	終了								
秋田			宣言へ	延長	終了								
山形			宣言へ	延長	終了								
福島			宣言へ	延長	終了								
茨城			宣言へ	延長	終了								
栃木			宣言へ	延長	終了				宣言へ	終了			
群馬			宣言へ	延長	終了								
埼玉	宣言へ		延長			終了		宣言へ		延長		延長	終了
千葉	宣言へ		延長			終了		宣言へ		延長		延長	終了
東京	宣言へ		延長			終了		宣言へ		延長		延長	終了
神奈川	宣言へ		延長			終了		宣言へ		延長		延長	終了
新潟			宣言へ	延長	終了								
富山			宣言へ	延長	終了								
石川			宣言へ	延長	終了								
福井			宣言へ	延長	終了								
山梨			宣言へ	延長	終了								
長野			宣言へ	延長	終了								
岐阜			宣言へ	延長	終了			宣言へ	延長	終了			
静岡			宣言へ	延長	終了								
愛知			宣言へ	延長	終了			宣言へ	延長	終了			
三重			宣言へ	延長	終了								
滋賀			宣言へ	延長	終了								
京都			宣言へ	延長	終了			宣言へ	延長	終了			
大阪	宣言へ		延長		終了			宣言へ	延長	終了			
兵庫	宣言へ		延長		終了			宣言へ	延長	終了			
奈良			宣言へ	延長	終了								
和歌山			宣言へ	延長	終了								
鳥取			宣言へ	延長	終了								
島根			宣言へ	延長	終了								
岡山			宣言へ	延長	終了								
広島			宣言へ	延長	終了								
山口			宣言へ	延長	終了								
徳島			宣言へ	延長	終了								
香川			宣言へ	延長	終了								
愛媛			宣言へ	延長	終了								
高知			宣言へ	延長	終了								
福岡	宣言へ		延長		終了			宣言へ	延長	終了			
佐賀			宣言へ	延長	終了								
長崎			宣言へ	延長	終了								
熊本			宣言へ	延長	終了								
大分			宣言へ	延長	終了								
宮崎			宣言へ	延長	終了								
鹿児島			宣言へ	延長	終了								
沖縄			宣言へ	延長	終了								

改正② – 2 要請に応じない事業者等に対する命令・過料の規定

- 法第45条に基づく都道府県知事の要請や指示に応じない施設が見受けられ、その結果として、クラスターが発生するおそれがあったことを踏まえ、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置において要請に応じない場合の命令・過料を規定。
- なお、都道府県知事が要請又は命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

<改正前>

【法第45条関係】

営業時間短縮等の要請・指示のみ

都道府県
知事



施設管理者等

<改正後>

【法第31条の6、第45条、第79条、80条関係】

営業時間短縮等の要請・命令・命令違反の過料

都道府県
知事



施設管理者等

※参考

命令：1,753施設

過料通知：1,161施設 ※令和3年12月10日時点

全国知事会「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言」（令和3年1月9日）抄

- 事業者への休業や営業時間短縮要請の実効性を担保するため、要請に対する遵守義務や、違反した場合の罰則・営業停止処分、事業者に対する協力金などの支援について、緊急事態宣言の発出される以前でも必要な対策がとれるようにすることも含め、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正すること。なお、罰則に関しては、実際に適用する際の課題を含め指針やガイドラインを示すなど検討を行うこと。

改正②－3 臨時の医療施設の見直し

- 臨時の医療施設は、迅速な設置に支障を来すおそれがあることから、安全性の確保等を目的とした消防法や建築基準法等の適用に係る特例を規定。地域の医療提供体制の確保を担う都道府県において設置することとしている。（法第31条の2第1項）
- 緊急事態宣言中に開設できることとされていたが、令和3年2月の法改正より、政府対策本部設置段階より開設可能。

保健・医療提供体制確保計画（令和3年12月7日公表）における臨時の医療施設の定員数

全国31都道府県57施設 合計定員4,449名 ※確保病床として計上しているものも含む

（北海道(2)、青森(3)、茨城(2)、栃木(2)、千葉(2)、東京(9)、神奈川、新潟、富山(3)、石川(2)、福井、山梨(2)、岐阜、静岡(3)、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、鳥取、広島(3)、山口、徳島、香川、愛媛(2)、高知、佐賀、長崎(2)、大分(2)、沖縄(2))

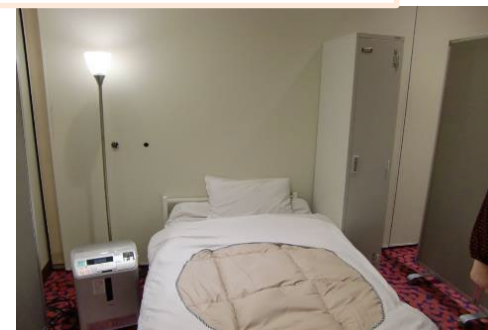
神奈川県：プレハブを設置



東京都：病院内会議室を活用



広島県：宿泊療養施設を活用



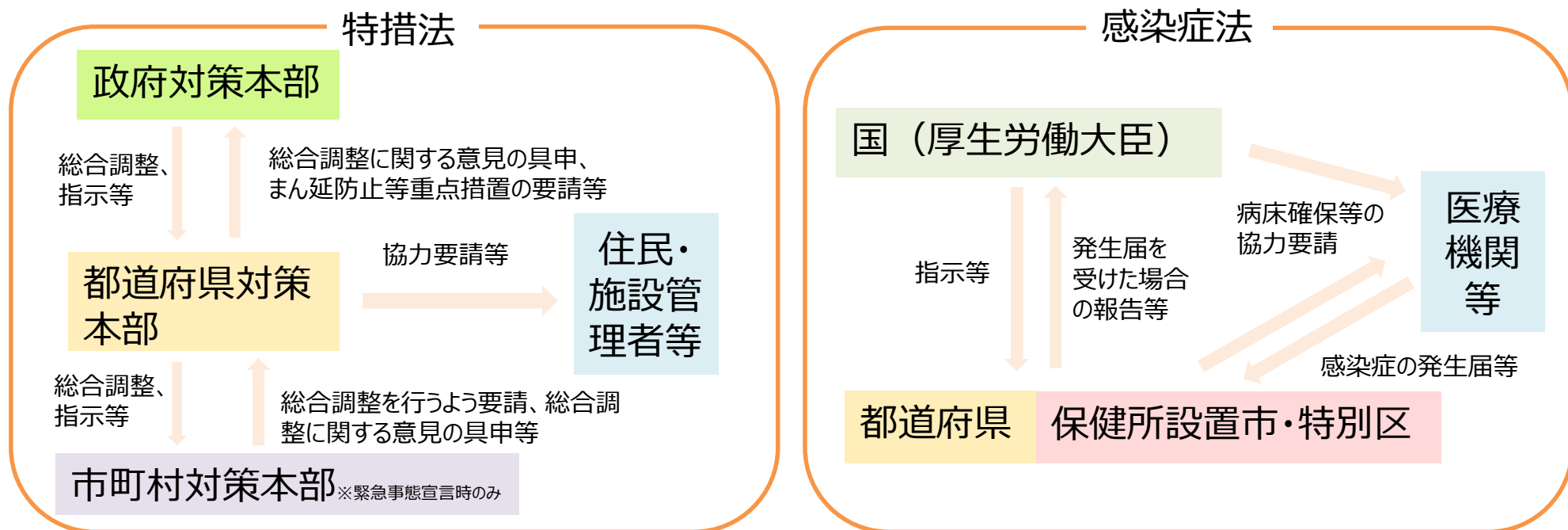
全国知事会「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言」（令和3年1月9日）抄

- 感染者の増加による医療がひっ迫している状況を踏まえ、緊急事態宣言発出前であっても、臨時の医療施設を迅速に開設することができるよう規定を整備すること。

特措法と感染症法における基本的な国と地方との関係

第208回国会 衆・予算委 後藤厚生労働大臣答弁(令和4年2月9日)抄

- **特措法は**、全国的かつ急速に蔓延するおそれのある感染症を対象にしておりまして、こうした感染症に的確に迅速に感染拡大防止対策を講じるために、いわば、**ある程度面的な措置が必要**ということで、政府対策本部が国レベルで策定する**基本的対処方針に基づいて、具体的な措置については広域的な自治体である都道府県が一元的に実施する仕組み**とされております。
- 一方で、**感染症法は**、広く感染症一般を対象としまして、入院勧告や措置、積極的疫学調査など、**個別具体的な権限に基づいて、地域の実情に応じて迅速に対応できるようにするための措置を定めたもので、都道府県のほか、保健所設置市又は特別区から、自ら行使できるという形の法律体系**になっております。



新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する指摘等

全国知事会全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言（令和4年2月15日）

抄

- 感染防止対策とイベント・行事等の両立を図るため、大規模イベント等についても、法制度の議論も含め、実効性のある感染防止対策を速やかに検討すること。
- 自宅療養者の個人情報の取扱いについては、都道府県と市区町村が連携しやすいよう、都道府県に実施の可否を判断させるのではなく、災害対策基本法における要配慮者名簿の提供のように、特措法に個人情報の提供の根拠を定めること。

感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割分担等に関する指定都市市長会要請

（令和3年11月19日）抄

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、医師等への医療従事者の要請・指示などの道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。また、法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと。

第208回国会における岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日）抄

- 息の長い感染症対応体制の強化策として、まずは、安全性の確認を前提に、迅速に薬事承認を行う仕組みを創設します。さらに、これまでの対応を客観的に評価し、次の感染症危機に備えて、本年六月を目途に、危機に迅速・的確に対応するための司令塔機能の強化や、感染症法の在り方、保健医療体制の確保など、中長期的観点から必要な対応を取りまとめます。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (概要)

(令和3年1月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

【位置付け】

- 国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、事業者、そして国民の皆様が一丸となって、対策を更に進めていくため、準拠すべき統一的な指針(3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部(※)(以下「政府対策本部」)総理発言から抜粋)。

(※)本部長:内閣総理大臣

副本部長:内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

- 基本的対処方針は、政府対策本部が、基本的対処方針分科会(会長:尾身茂 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長)の意見を聴いた上で、決定。

<参考> 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)(抜粋)

(基本的対処方針)

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 (略)

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（概要）

一 新型コロナウイルス感染症発生状況に関する事実

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 新型コロナウイルス感染症の特徴 | (4) 医療提供体制の強化 |
| (2) 感染拡大防止のこれまでの取組 | (5) 令和3年9月の感染収束 |
| (3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化 | (6) オミクロン株の発生と感染拡大 |

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- (1) 医療提供体制の強化 : 今後、感染力が2倍になった場合にも対応できるよう、入院を必要とする方が、確実に入院につながる体制を整備
- (2) ワクチン接種の促進 : 迅速なワクチン追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、体制を確保
- (3) 治療薬の確保 : 中長期的な感染拡大においても、軽症から中等症の重症化リスクを有する者が確実に治療を受けられるようにするため、複数の治療薬（中和抗体薬、経口薬）を確保
- (4) 感染防止策 : 緊急事態措置区域等においては、飲食店の営業時間短縮、イベントの人数制限等の感染防止策を講じる。他方、経済社会活動を継続できるよう取り組む。緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。
- (5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策 : 令和4年2月4日のコロナ分科会提言を踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、学校、保育所、高齢者施設、事業所等での効果的な感染対策を実施。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1) 情報提供・共有 : 3密回避、マスク着用など国民に対する行動変容に資する啓発を推進等
- (2) ワクチン接種 : 追加接種を加速化。5歳から11歳までの子供へのワクチン接種。追加接種対象者のうち、希望する全ての方が接種を受けられるよう体制を確保
- (3) サーベイランス等 : 患者等情報を関係者で共有するシステムによるデータ分析等
- (4) 検査 : 感染拡大時に要請に基づき、検査を受けた場合の費用を無料とできるよう支援等
- (5) まん延防止 : 飲食、イベント、外出・移動等の行動制限、学校・職場における取組等
- (6) 水際対策 : 検疫、査証の制限等の措置等を引き続き実施等
- (7) 医療提供体制の強化 : 病床の確保、臨時の医療施設の整備、自宅宿泊療養者への対応、医療人材の確保等
- (8) 治療薬 : 治療薬の供給の確保や開発の加速等
- (9) 経済・雇用対策 : 経済対策による経済・雇用対策
- (10) その他 : 偏見・差別等への対応、社会機能の維持等

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく行動制限の例

(1) 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外

○法第24条第9項

- ① 飲食店等に対する制限等
 - 感染拡大の傾向がみられる場合には、営業時間の短縮の要請※2※3
- ② イベント等の開催制限
 - 主催者等に対して、規模要件等を設定し、その要件に沿ったイベント等開催の要請※2
- ③ 住民に対する要請
 - 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛等について、協力の要請

(2) まん延防止等重点措置区域

○法第31条の6第1項※1

- ① 飲食店等に対する制限等※3
 - 営業時間の短縮等の要請・命令※2
- ② 施設の使用制限等
 - 知事判断により、「入場をする者の整理等」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」等、令第5条の5に規定する各措置について事業者に対して要請・命令
- ③ イベント等の開催制限
 - 主催者等に対して、規模要件等を設定し、その要件に沿ったイベント等開催の要請・命令※2

○法第31条の6第2項

- ④ 住民に対する要請
 - 営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請

(3) 緊急事態措置区域

○法第45条第2項※1

- ① 飲食店等に対する制限等※3
 - 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請・命令※2
 - 上記以外の飲食店に対して、営業時間の短縮の要請・命令※2
- ② 施設の使用制限等
 - 知事判断により、「入場者の整理等」、「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」等、令第12条に規定する各措置について事業者に対して要請・命令
- ③ イベント等の開催制限
 - 主催者等に対して、規模要件等を設定し、その要件に沿ったイベント等開催の要請・命令※2

○法第45条第1項

- ④ 住民に対する要請
 - 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請
 - 感染対策が不徹底な飲食店等や休業要請等に応じない飲食店等の利用を控えることの徹底
 - 路上・公園等における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動に対して自粛の要請

等

※1：法第31条の6第1項及び法第45条第2項に基づく要請については、命令違反に対する罰則（過料）規定あり。

※2：第三者認証制度や感染防止安全計画、対象者全員検査の実施等により、行動制限の緩和が可能。

※3：法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請。ただし、※2に基づく緩和が可能。